

2018年5月15日

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、法人所得税一時 免税(タックスホリデー)に 関する新たな規則を発表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年3月29日、インドネシアの財務大臣は、インドネシアで事業を行う企業の税優遇措置として、法人所得税一時免税(以下「タックスホリデー」、訳注:JETROでは「免税便宜」という用語も使用されています。)を付与する財務大臣規定2018年35号(No.35/PMK.010/2018、以下「PMK-35」)に署名しました。この規則は2018年4月4日付で施行され、納税者にとっては以前の規則に比べより魅力的なものとなっています。対象となる「パイオニア業界」に新たな資本投資を行う企業は、この優遇措置を申請できます。

PMK-35ではパイオニア業界の定義が17の業種に拡大されており、新規投資の額に応じて、5年から20年にわたり法人税を100%免除¹することがより明確化されています。

このアラートではPMK-35の主要事項をまとめています。

詳細解説

概要

パイオニア業界として定義された対象業種に新たな資本投資を行う企業は、法人所得税100%免税の対象となります。この優遇措置は、新しい資本投資の規模に応じて、以下のように5年から20年まで適用されます。

カテゴリー	新規投資		免税期間
	IDR (インドネシア・ルピア)	US\$ (米ドル)	
I	5,000億～1兆未満	3,600万～7,200万未満	5年
II	1兆～5兆未満	7,200万～3億6,000万未満	7年
III	5兆～15兆未満	3億6,000万～11億未満	10年
IV	15兆～30兆未満	11億～21億未満	15年
V	30兆以上	21億以上	20年

上記のタックスホリデー終了後も2年間は法人所得税の50%が免税となります。

タックスホリデーの対象となるには以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 納税者はインドネシア法人で、パイオニア業界に最低5,000億ルピア(3,600万米ドル)の新規投資をすること。
- ▶ 新規の優遇措置であること。
- ▶ 納税者は、インドネシアの過少資本規則(すなわち負債資本比率4:1)を遵守すること。

パイオニア業界

PMK-35は既存のリストを修正し、適用対象となるパイオニア産業を8業種から17業種に増やしました。パイオニア業界は、幅広い提携・協力関係があり、周辺地域²に付加価値と高い経済効果をもたらす、新しい技術を導入して国家経済にとって戦略的価値を提供する業界と定義されています。

新しいリストには以下の業種が含まれます。

1. 基礎金属分野の上流産業
2. 石油・ガス精製、精製産業
3. 石油、天然ガス又は石炭に基づく石油化学産業
4. 無機基礎化学産業
5. 有機基礎化学産業
6. 医薬品原料産業

7. コンピュータ製造産業に統合されている半導体及び、半導体ウエハー、液晶ディスプレイ(LCD)用バックライト、電子ドライバーやLCDなどの主要コンピュータ部品の製造業
8. スマートフォン製造業に統合されている半導体ウエハー、LCD用バックライト、電子ドライバ、LCDなどの通信機器の主要部品製造業
9. 放射線、電気医療又は電気治療機器製造業に統合されている医療機器主要部品の製造業
10. エンジン製造業に統合されている電気モーターや内燃モーターなどの産業用エンジンの主要部品の製造業
11. 自動車製造業に統合されているピストン、シリンダーヘッド、シリンダーブロックなどのエンジン用主要部品の製造業
12. エンジン製造業に統合されているロボット部品製造業
13. 船舶製造業に統合されている船舶の主要部品製造業
14. 航空機製造業に統合されているエンジン、プロペラ、ローター、構造部品などの航空機の主要部品の製造業
15. 鉄道製造業に統合されているエンジンやトランスミッションを含む列車の主要部品の製造業
16. 廃棄物発電を含む発電プラント機械産業
17. 経済インフラ

新しいリストは、インドネシア政府が国内経済における多くの分野で組立製造から付加価値製造への拡大を意図したものであると思われる。自社の事業がパイオニア産業のリストに含まれていない場合でも、財務大臣、関係省庁、Investment Coordinating Board(BKPM、以下「投資調整庁」)が合同で承認した場合には、特定の優遇措置を受けられる可能性があります。

タックスホリデー申請の手続き

資本投資登録中又は資本投資登録発行後1年以内に投資調整庁に申請書を提出します。

投資調整庁による最終決定³から5営業日以内に、財務大臣から回答されることになっています。

税務調査及び年次報告書の要件

PMK-35は、企業が商業生産開始(COS)に到達した年度、すなわち企業が初めて製品を販売する時期、または企業が自社製品をさらに加工するために使用する時期からタックスホリデーが開始すると定めています。企業のCOS要請の提出時に、企業のCOS決定が適切かどうかを判断するために、インドネシア税務当局に対し税務調査を義務付けています。

また、企業が約束した資本投資などのコミットメントを果たさない場合、実際の活動が提案された計画と異なる場合、または投資のために中古資本財を輸入する場合は、インドネシア税務当局は財務大臣に対しタックスホリデーを終了させるよう勧告することができます。

さらに、企業はインドネシア税務当局に次の年次報告書を、会計年度終了後30日以内に提出する必要があります。

- (i) タックスホリデーの財務大臣承認の発行からCOSまでの資本投資実施報告書
- (ii) COSからタックスホリデーが満了する会計年度の終了までの生産実施報告書

タックスホリデーを取得した企業は、他の税優遇措置を申請することはできませんが、タックスホリデー終了後は申請することができます。

巻末注

- 1: 以前の規制では部分的な免除のみを供与していました。
- 2: 例えば、工場や企業で働くために移動してくる人々のための店舗や家屋を建てることなど。
- 3: 投資調整の処理日数は具体的に示されていません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
齋藤 隆一

パートナー
シニアマネージャー

ichiro.suto@jp.ey.com
ryuichi.saito@id.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180515

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp